

川崎市中原区選挙管理委員会オンライン手続かわさきの利用に関する要綱

令和 5 年 2 月 28 日

4 川中選第 322 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成 18 年川崎市中原区選挙管理委員会告示第 18 号。以下「規程」という。）に基づき、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）を利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成 18 年川崎市条例第 4 号）及び規程で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）　市の機関等に係る申請等の受付や手数料等の納付等を行うための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化施策推進室が所管する汎用受付システム（以下「本システム」という。）をいう。

(2) ID　申請等を行う者が設定し本システムに備えられたファイルに登録する識別符号をいい、メールアドレスとする。

(3) パスワード　申請等を行う者を確認することを目的として、申請等を行う者が設定し、本システムに備えられたファイルに登録する暗証符号をいう。

(4) 利用者登録 申請等を行う者の氏名、住所その他必要な基本項目を本サービスに備えられたファイルに登録することをいう。

(本システムを利用して行うことができる申請等)

第3条 本システムを利用して行うことができる申請等は、本システムにおいて手続の一覧を表示したページに登載した手続のうち、本システムにログイン（本システムに接続して申請等を開始するものをいう。以下同じ。）して行うものとする。

(委員会の指定する電子計算機)

第4条 規程第5条第1項及び同条第5項に規定する川崎市中原区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の指定する電子計算機は、本システムを構成する電子計算機とする。

(申請等を行った者を確認するための措置)

第5条 規程第5条第2項ただし書及び同条第3項に規定する委員会が別に定める方法は、申請等を行う者が本システムにログインをする際にID及びパスワード又はデジタル庁が提供するGビズIDサービスのいずれかを送信する方法とする。

(添付書面等の取扱い)

第6条 規程第5条第5項に規定する添付書面等に記載すべき事項は、本システムが提供する様式に入力し、本システムを使用してこれを送信することができる。

(添付書面等の省略)

第7条 規程第5条第6項の規定により委員会が提出を省略させることができる添付書面等は、本市のホームページに登載する一覧に掲げるものとする。

(申請情報の照会等)

第8条 利用者登録を行った者が申請等を行ったときは、本システムにより、自らの申請情報に係る内容の照会、処理状況の照会、修正及び取下げをすることができる。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるものを除くほか、本システムの利用に関する必要な事項は、市長事務部局の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(川崎市電子申請システムの利用に関する要綱の廃止)

2 川崎市電子申請システムの利用に関する要綱（平成19年1月22日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。